

- 存続期間 平成14年11月1日から平成17年10月31日まで
- 2 名称 旭志休猟区
区域 菊池郡旭志村（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,710 ヘクタール
存続期間 平成14年11月1日から平成17年10月31日まで
- 3 名称 高千穂野休猟区
区域 上益城郡矢部町、清和村（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,723 ヘクタール
存続期間 平成14年11月1日から平成17年10月31日まで
- 4 名称 仁田尾休猟区
区域 八代郡泉村（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,157 ヘクタール
存続期間 平成14年11月1日から平成17年10月31日まで
- 5 名称 南休猟区
区域 八代郡東陽村（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,400 ヘクタール
存続期間 平成14年11月1日から平成17年10月31日まで
- 6 名称 山口休猟区
区域 球磨郡相良村（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,380 ヘクタール
存続期間 平成14年11月1日から平成17年10月31日まで
- 7 名称 端海野休猟区
区域 八代郡東陽村、球磨郡五木村（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,740 ヘクタール
存続期間 平成14年11月1日から平成17年10月31日まで
- 8 名称 半河内休猟区
区域 本渡市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,559 ヘクタール
存続期間 平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

熊本県告示第828号

昭和43年9月26日熊本県告示第759号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改める。

平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

城南銃猟禁止区域の項の4を次のように改める。

- 4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで
-

熊本県告示第829号

昭和46年10月27日熊本県告示第920号の4（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改める。

平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本空港銃猟禁止区域の項の2、3及び4を次のように改める。

- 2 区域 大津町、菊陽町、西原村（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,367 ヘクタール
- 4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで
-